

石巻市スポーツ少年団表彰規程

第1条 石巻市スポーツ少年団(以下「本部」という。)は本部事業発展に功勞のあつた個人、ならびに本部団員の模範となる功績及び勲功のあつた団員、団体を表彰する。

第2条 この規程により表彰するものは次のとおりとする。

- (1) 功勞賞
- (2) 勲功賞
- (3) 功績賞

2 表彰の基準は別に定める。

3 被表彰者は、原則として日本本部登録者とする。

第3条 加盟団体は、前条に該当する者があつたときは、所定の様式により推薦書を作成し、本部長の定める日まで本部長あて提出するものとする。

第4条 本部長は、前条により推薦されたものについて、理事会に諮り受賞者を決定する。

第5条 表彰は年度内において行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、令和2年11月30日より施行する。

石巻市スポーツ少年団表彰基準

1 功労賞

- イ 本部登録5年を経過した者であること。
- ロ 年齢は原則として推薦時30歳以上の者であること。
- ハ 表彰人数は、加盟団体1名以内とする。
- ニ 過去において日本本部・県本部から表彰を受けた者は対象としない。

2 勲功賞

毎年次、次の事項に該当する者であること。

- イ 県本部主催及び共催の交流大会において優勝したもの。
- ロ 全国大会において3位以内の成績を修めたもの。及び東北大会において優勝したもの。
- ハ 過去において表彰された者も対象とする。

3 功績賞

- イ 団活動に特に顕著な功績にあった者。
- ロ 団活動が、特に他の範となった者。
- ハ 過去において功績の表彰を受けた者は対象としない。
- ニ 表彰人数は加盟団体1名以内とする。